

## ハラスメント対策室設置要項

平成20年6月30日  
人権倫理委員会決定

### (設置)

第1 国立大学法人秋田大学人権倫理委員会に、学内の健全な教育・研究・労働環境の推進を図るため、国立大学法人秋田大学人権倫理委員会規程第10条の規定により、ハラスメント対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

### (ハラスメントの定義について)

第2 ここでいうハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、ある行為や発言が受け手や第三者によって嫌がらせやいじめと見なされる行為をいう。

### (対策室の任務)

第3 対策室は、必要に応じて人権倫理委員会委員長の指示に基づき、次の各号に掲げる任務を遂行する。

- 一 ハラスメント行為に関する相談の受付及びアドバイス等の対応
- 二 ハラスメント行為の防止のための講演会等の開催及び普及資料の作成・配布等の啓発活動
- 三 ハラスメント相談員の資質向上のための講習会の開催や相談員相互の情報交換のための会議の開催及び相談を受ける際の手引書の作成
- 四 各部局及びハラスメント相談員からのハラスメントに関する相談・対応の報告の受理及び初動的な調査等必要な対応
- 五 他の国立大学法人等におけるハラスメント対策の取り組みや対応についての情報収集

### (組織)

第4 対策室は、ハラスメント対策室長（以下「対策室長」という。）及びハラスメント対策室委員（以下「対策室委員」という。）をもって組織する。

- 一 対策室長は、ハラスメント対策担当の副学長をもって充てる。
- 二 対策室長は、対策室長を補佐する副室長を指名することができる。
- 三 対策室委員は、人権倫理委員会委員長が対策室長と協議して決定する。
- 四 対策室委員の任期は2年以内とし、人権倫理委員会委員長が委嘱する。
- 五 対策室委員に学外の者を委嘱した場合、必要に応じて謝金等を支払うこととする。

### (人権倫理委員会への報告等)

第5 対策室長は、実施する事業や対策室が取り扱った案件のうち、重要なものについては人権倫理委員会委員長に適宜報告する。また、対策室で取り扱った案件のうち特に重要なもので人権倫理委員会で調査等を行うべきと考えられる場合は、対策室長は、人権倫理委員会委員長と緊密に連携し、対応を協議するものとする。

### (対策室の庶務)

第6 対策室の庶務は、人事課で行う。